

令和元年 11月スタート!

# かすかべ自治会カード

## 協力事業者を 募集 しています!

みんなで地域を  
盛り上げよう



かすかべ自治会  
カードの  
詳細はこちらから



### 協力事業者になっていただくと...

- (1) 自治会員を応援する店舗・企業であることをPRします。
- (2) 市内協力事業者の名称や住所、電話番号、サービス内容等の店舗情報を自治連ホームページ等で紹介・PRします。

そして、自治会員も地域の大切な財産である地域の事業者から買い物を  
するよう努める「気持ち」を広めていきたいと思っています

※令和元年11月の事業開始前から自治会連合会ホームページにおいて随時協力事業者としてPRします。

※令和元年7月31日までにお申し込みいただいた場合、11月発行の第1弾協力事業者の紹介冊子に掲載させていただきます。



春日部市自治会連合会

KASUKABE Residents' Association



問合せ先: 春日部市自治会連合会事務局  
(春日部市 市民参加推進課内)

電話: 048-736-1127

F A X: 048-734-5516

E-mail: [sanka@city.kasukabe.lg.jp](mailto:sanka@city.kasukabe.lg.jp)

## 特典・サービスの一例

かすかべ自治会カードの提示で・・・

- ◆ お店独自のポイントカードのポイント〇倍
- ◆ 商品の代金から〇%割引 ※
- ◆ 通常〇〇〇〇円のところ、〇〇〇円引き
- ◆ 大盛り無料や、ソフトドリンクサービス
- ◆ 来店や、購入時に粗品進呈 など、特典内容は自由に設定していただけます。



また、毎月〇日のみ、〇曜日のみ、〇〇円以上お買い上げの場合、他のサービスとの併用不可などの条件付けをしていただくことも可能です。

市内協力事業者の皆さまにとって、過度な負担とならない位のちょっとした「お気持ち」によるサービスを提供いただくことに対し、自治会員も地域の大切な財産である事業者から買い物をするよう努める「気持ち」を広めていきたいと思っています。

※「消費税サービス」、「消費税分還元」、「消費税相当ポイント付与」など、あたかも消費者が消費税を負担していない、または軽減されているかのような誤認を与えるものは法律で禁止されていますので、ご注意ください。

## 協力事業の申込方法

- (1) 協力申込書に必要事項をご記入し、春日部市自治会連合会事務局（春日部市役所市民参加推進課内）へご提出ください。  
提出方法は持参、郵送、電子メール、FAXいずれでも構いません。  
※ 協力申込書は春日部市自治会連合会ホームページからもダウンロードできます。<http://kasukabe-jichiren.net>
- (2) 協力申込書を受領した後、店舗に掲示をしていただく「協力事業者ステッカー」を令和元年10月頃より順次お送りします。
- (3) ステッカーが届きましたら、提供いただく特典の内容を記入していただき、店内や店頭のお客様が見やすい場所に掲示してください。
- (4) 掲示用の店内ミニのぼり及び店外のぼりについては、希望制とし1店舗1本ずつとさせていただきます。  
また、大変申し訳ありませんが、数量の都合上先着となり、ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

## かすかべ自治会カードについて



- ◆ 春日部市自治会連合会加盟の自治会に加入している全ての世帯へ春日部市自治会連合会から配布します。（春日部市内約64,000世帯）
- ◆ 自治会加入世帯に1枚発行します。
- ◆ 有効期限は令和元年11月1日から令和6年10月31日までです。





